

大きく変わる外国人旅行者向け免税制度 ～参入ハードル低下をインバウンド需要獲得の契機に～

見直しは「免税店負担軽減」の観点も

2025年度の税制改正を受けて、今年11月より新たな外国人旅行者向け消費税免税制度がスタートします。

現行制度では免税店は「税抜き価格」で販売していますが、日本国内での転売や税関検査回避等の不正が横行していることから、一旦は「税込価格」で販売し税関での確認後に消費税相当額を返金（リファンド）する方式（※）に見直されます（図表1）。

加えて、免税品専用の特殊包装が不要となるほか、消耗品の購入上限額や物品の用途が問われなくなることにより「免税対象か否か」の判断等における免税店の負担が大きく軽減されること、また、「手続委託型」に限られていた「免税手続の他者委託」が全ての免税店で可能となることも今回改正の重要なポイントです。

（※）具体的なルールは定められておらず、銀行振込やクレジットカード・アプリ送金等のほか、現金（出国港内）による返金が考えられる。

図表1 外国人旅行者向け免税制度改正のポイント

		現行制度		新制度
販売方式		課税時免税方式		リファンド方式
免税対象物品	区分	一般物品	消耗品（注1）	区分なし
	対象限度額	5,000円～	5,000円～ 500,000円	5,000円～ （上限なし）
	対象物品	通常生活の用に供する物品		用途を問わない
	特殊包装	不要	必要	不要
免税店	区分	一般型	手続委託型	一般型に統合
	免税手続の委託	委託不可	免税手続カウンターのある特定商業施設内（注2）に所在していれば委託可	委託可能（諸条件有）

（注1）消耗品：食品、飲料、化粧品、医薬品等

（注2）特定商業施設：商店街、大規模小売店舗、一棟の建物など

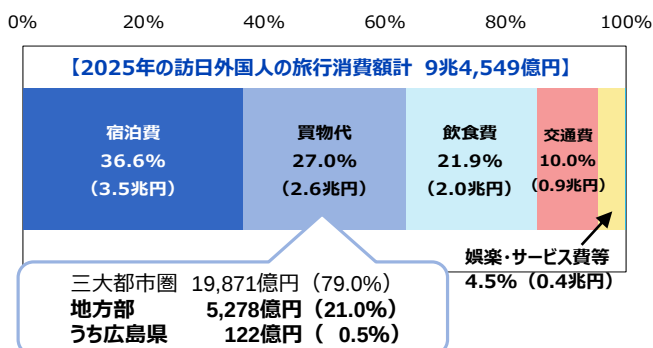
（資料）国税庁リーフレット等よりひろぎんHD経済産業調査部（以下、当部）作成

インバウンド需要獲得の契機に

観光庁によれば、2025年の訪日外国人の旅行消費額は9兆4,594億円と過去最高を更新しています。そして、買物代は2兆5,541億円と全体の3割近くを占め（図表2）、その5割以上が免税品とみられます。

ただし、買物代の約8割が三大都市圏に集中する一方で、広島県ほか地方の免税店数は増加傾向にある（図表3）ものの消費額は伸び悩んでいます。その要因の一つとして、これまで中小の小売事業者を中心に積極的に免税販売に取り組み難かったことが挙げられます。このため、今回改正による免税販売の実質的な参入ハードルの低下を契機として、地域ならではの特産品等の物品販売を強化し、インバウンド需要の獲得に取り組んでいくことも肝要です。

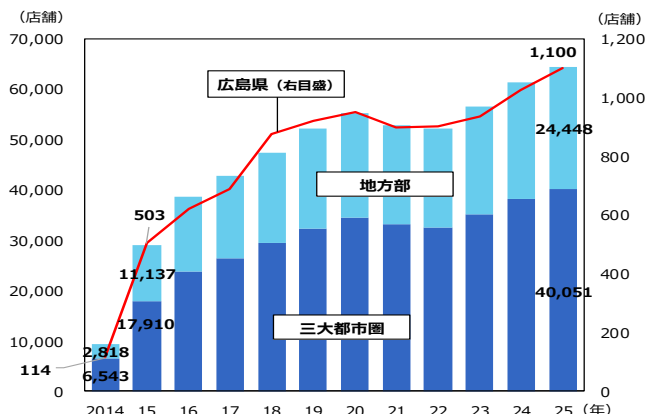
図表2 訪日外国人の旅行消費額（費目別構成比）



（注）吹き出しの（ ）内数値は全国シェア

（資料）観光庁「インバウンド消費動向調査」より当部作成

図表3 消費税免税店数の推移



（資料）観光庁「都道府県別消費税免税店舗数の分布」より当部作成

品質向上のため
アンケートにご協力ください。



PCの方は
[コチラを
クリック](#)

※ ナインアウト株式会社が提供する
アンケートサイトへ遷移します。

- ◆ 本資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。
- ◆ 本資料は、信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、その正確性を保証するものではありません。また、本資料に記載された内容等は作成時点のものであり、今後予告なく修正、変更されることがあります。資料のご利用に関しては、お客さまご自身の責任において判断なされますよう、お願い申し上げます。
- ◆ 本資料に関連して生じた一切の損害については、責任を負いません。その他、専門的知識に係る問題については、必ず弁護士、税理士、公認会計士等の専門家にご相談のうえ、ご確認ください。
- ◆ 本資料の一部または全部を、当社の事前の了承なく複製または転送等を行うことを禁じます。
- ◆ 本件に関するご照会は、ひろぎんHD経済産業調査部 担当：稲田（TEL082-247-4958）までお願いします。